

成田市行政改革推進委員会設置条例

平成9年3月31日
条例第3号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した行財政運営の健全化，効率的な市政の実現を推進するため，成田市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は，市長の諮問に応じて本市の行政改革の推進に関し必要な助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は，委員10人以内をもって組織し，識見を有する者その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

2 会長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は，会長が招集し，その議長となる。

2 会議は，委員の過半数の出席がなければ，開くことができない。

3 会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，行政改革主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，平成9年4月1日から施行する。